

## 中園廃棄物最終処分場メガソーラー設置運営事業者公募要項

### 1. 目的

廃棄物処分場は、市民の生活から排出される“ごみ”の「終点」であり、明暗で例えると、暗部に当たる場所といえます。

しかし、ここにメガソーラーという「光」を当てることで、終点からエネルギーを生み出すことが可能となります。

また、自然エネルギーの必要性だけではなく、設置場所が処分場跡地であることで、廃棄物の減量化・リサイクルへの意識の向上など、市民の環境意識の芽生えの「始点」に転換できる大きな可能性を秘めており、広く光を放つことができることから、中園廃棄物最終処分場跡地においてメガソーラーの設置運営を行う民間事業者の募集を行います。

### 2. 公募概要

#### (1) 事業実施形態

設置及び運営について自ら事業主体となり、メガソーラーの設置・運営を行うこと。

#### (2) 設置場所、その他事項

ア 設置場所	旭川市江丹別町中園 197（中園廃棄物最終処分場内）
イ 対象面積	法面部 約7ヘクタール
ウ 出力規模	約1メガワット程度
エ 系統連系	高圧 6.6kV（事業用地からの距離約1,000m）
オ 連結可能容量	803KW（受電点力率80%）

なお、この結果は、事前相談段階のものであり北海道電力株式会社との系統連系が保証されたものではない。

カ 予定賃借料 14円（1,000m<sup>2</sup> 当たり月額）

#### (3) 事業期間

平成24年度中に電気事業者との特定契約の締結を行うこととし、平成25年度中の発電開始を目標とする。

なお、事業用地の賃貸借契約期間（工事準備期間、設備撤去期間を含む）は20年以内とし、発電事業を行う期間は、原則、国が定める再生可能エネルギーの固定価格買取期間とする（途中終了は認めない）。

#### (4) 事業目的

売電を基本とする。

### 3. 旭川市からの公募参加条件の提示

(1) 設置場所にはメガソーラー設備及びその付属設備以外は設置してはならない。

- (2) 事業者自らがメガソーラー設備を運営し、管理責任を負うこと。ただし、当該メガソーラー設備の運営に必要であり、事業者がメガソーラー設備の管理責任を負うことが可能な場合に限り、事業者の親子会社、関連会社、グループ会社等に当該太陽光発電設備の運営をさせることができる。
- (3) 公募する事業用地は、旭川市が管理する廃棄物最終処分場跡地（以下「処分場」という。）の一部であるため、事業者は、処分場の維持管理上支障となる次の行為をしてはならない。
- ア 処分場の維持管理のため、事業用地等に立ち入ることを拒否、又は妨害すること。
  - イ 事業用地及びその周辺の処分場内の施設に支障となる行為をすること。
  - ウ 事業用地の土砂を掘削すること。（工事等によりやむを得ず事業用地を掘削する場合は、必要最小限の深さとし、発生した廃棄物は適正に処理すること。なお、覆土材を用いて速やかに埋戻すこと。）
  - エ 事業用地内で火気を使用すること。
  - オ 事業用地内外に利用関係者以外の者をみだりに立ち入らせること。
- (4) 事業用地は現状貸付とし、メガソーラーの設置に必要な事業用地内の草木伐採等は、関係法令等を遵守の上、すべて事業者が実施するものとする。
- (5) 事業用地は埋立が終了し、現在廃止に向けた維持管理を行っている処分場の一部であるが、廃棄物が安定化する過程で生ずる、発生ガス・地盤の沈下等に起因する諸問題について市は一切の責任を負わない。また、内定後及び事業期間中に発生した天災及びその他の事由によって事業用地及び発電設備が沈下又は毀損した場合があっても市は一切の責任を負わない。
- (6) 事業実施にあたっては『廃棄物の処理及び清掃に関する法律』、『最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドライン』、などの関係法令等を遵守すること。
- (7) 工事搬入路は、事業者の責務より機能を確保すること。
- (8) 工事用水、工事用電源は事業者において確保すること。
- (9) 施工及び維持管理において発生した、伐採草木やコンクリート塊等の廃棄物は事業者において適正に処理すること。
- (10) 市は、本事業に係る測量や調査は実施しない。
- (11) 事業者は、本事業に関する調査、諸手続き等を含めたすべての業務を行うこととし、これに要する費用を負担すること。
- (12) 市における事業者の選定は、北海道電力株式会社における系統連系を保証するものではない。系統連系に係る北海道電力株式会社への申込みは、費用負担を含め事業者が行うものとし、契約締結に至らなかった場合も市は一切の責任を負わない。
- (13) メガソーラー発電施設は、発電事業終了後、事業者の負担と責任において撤去し、更地にして返還すること。なお、その際に係る費用の一部について前納とすること。詳細については事業者の決定後協議する。

- (14) 地域振興策として、草刈り・パネル清掃等の維持管理業務においては地域雇用に努めること。
- (15) 環境教育の場として中園廃棄物最終処分場の負のイメージを「正」にかえる施設としてのPR活動を構築するなど、環境教育の普及に寄与すること。また見学可能な施設とし、発電状況等データの公表に努めること。

#### 4 応募資格

- (1) 応募者は、次の要件を満たす企業又は複数の企業等で構成する連合体とする。
  - ア メガソーラー発電事業を実現することができる、総合的な企画力、技術力、資金力及び経営能力を有すること。
  - イ メガソーラーの設置又は運営に関連する事業に関与したことがあること、あるいは、現在、具体的に他のメガソーラーの設置または運営に着手していること。
- (2) 複数の企業等で構成する連合体による応募要件は次のとおり。
  - ア 応募及び事業に必要な諸手続き等を一貫して担当する法人等（以下「代表者」という。）をあらかじめ定めること。また、連合体の構成員の役割分担を明確にすること。
  - イ 原則として提案施設の所有及び管理の主体を一元化すること。
- (3) 次のア～オのいずれにも該当しないこと（応募者が連合体である場合は、その全てが該当しないこと）。
  - ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定（一般競争入札に参加させないことができる事由など）に該当する者
  - イ 次の申立てがなされている者
    - (ア) 破産法第 18 条又は第 19 条の規定による破産手続開始の申立て
    - (イ) 会社更生法第 17 条に基づく更生手続開始の申立て
    - (ウ) 民事再生法第 21 条の規定による再生手続開始の申立て
  - ウ 旭川市における建設工事等又は物品購入等に係る氏名に関する規定に基づき、現に指名停止措置を受けている者
  - エ 旭川市税の滞納者
  - オ 次に該当する者
    - (ア) 役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 88 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員であると認められる者
    - (イ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団を言う。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる者
    - (ウ) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は、第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどとしたと認められ

る者

(イ) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者

(オ) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者

(4) その他

・ 関連法令を遵守すること。

5 企画提案書の提出

(1) 受付期間及び提出方法

ア 受付期間 平成 24 年 11 月 30 日（金）～12 月 6 日（木）

イ 受付時間 午前 9 時から午後 5 時まで

ウ 提出方法 持参、又は郵送

郵送の場合は 12 月 6 日（木）午後 5 時必着とする。

エ 提出先 旭川市環境部廃棄物処理課旭川市廃棄物処分場

〒071-1177 旭川市江丹別町芳野 71 番地

(2) 提出書類

提出書類は次のとおり。

なお、ウ、エ、オ及びキの様式については、記載欄が不足する場合は、適宜、行を増やして記入すること。複数枚に渡っても可とする。

ア 中園廃棄物最終処分場メガソーラー設置運営事業者公募企画提案書（様式 1）

イ 企画提案書の概要（様式 2）

ウ 法人概要（様式 3。ただし、連合体にあつては様式 4（連合体概要））

エ 発電事業計画概要（様式 5）

オ 地域貢献提案（様式 6）

カ 旭川市の税に未納がないことの証明書（法人市民税及び固定資産税納税証明書）

キ 法人登記事項証明書

ク 前年度の決算書（貸借対照表、損益計算書、附属明細書等を含む。）

ケ 役員名簿（様式 7）

※連合体による応募の場合は、構成員ごとに作成すること。

(3) 提出部数等

上記(2)の提出書類は、正 1 部、副 2 部ずつ提出すること。

※提出書類はクリップ留めのこと。

(4) その他

ア 企画提案書に関するヒアリングを行う場合がある。

- イ 企画提案に係る書類作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- ウ 提出された書類は返還しない。
- エ 提出された書類は、提出したものに無断で本公募以外の用に使用しない。

## 6 事業者の決定

### (1) 決定までの流れ

旭川市が設置する「中園廃棄物最終処分場メガソーラー設置運営事業者選定委員会（仮称）」において、最優秀企画提案者を選定し、当該事業者と協議のうえ事業化に向けた協定を締結する。

### (2) 審査基準

企画提案書を審査する際の基準は、概ね以下のとおりとする。

審査項目	審査内容
事業計画	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 発電計画（出力規模）が確保されているか</li> <li>2 事業スケジュールが適切であるか</li> <li>3 経営計画は実現性が高く確実であるか</li> <li>4 事業期間終了後、原状復帰が確実であるか</li> </ul>
地域への貢献度	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 メンテナンス設置運営等は、道内企業の活用が期待できるか</li> <li>2 普及啓発活動や環境教育の場としての可能な施設の計画があるか</li> <li>3 旭川市への貢献提案の有効性・優位性</li> </ul>
事業遂行	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 メガソーラー設置運営等の実績があるか</li> <li>2 経営が安定しており運営能力があるか</li> <li>3 連合体の場合は、メガソーラー設置運営等の実績を有する事業者が構成員に含まれているか</li> </ul>

### (3) 審査結果の通知及び公表

審査結果については、書面により通知（連合体で応募の場合は、代表者に通知）する。なお、審査結果（決定事業者及びその提案概要、応募状況（応募者数）等）については、旭川市のホームページに掲載を予定。

## 7 失格

次のいずれかに該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類に、虚偽の記載をした場合
- (2) 「4 応募資格」の (3) に該当することが判明した場合

## 8 契約の締結

内定者は、北海道電力株式会社に対し連系検討申込・連系申込を行い、当該設備の連系が確定した後に、内定者と旭川市との間で、賃貸借契約を締結することとする。

## 9 留意事項

### (1) 旭川市からの提示資料の取扱い

旭川市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

### (2) 企画提案に係る著作権の取扱い

応募された企画提案の著作権は、その応募者に帰属する。ただし、最優秀提案者からの企画提案については、旭川市の広報活動等において使用できるものとする。

### (3) 応募者の複数提案の禁止

応募者は複数の提案を行うことはできない。

## 10 担当窓口

旭川市環境部廃棄物処理課旭川市廃棄物処分場

〒071-1177 旭川市江丹別町芳野 71 番地

E-mail: syobunzyou@city.asahikawa.hokkaido.jp

電話 : 0166-59-4646 fax:0166-73-2453